

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和8年7月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 （随意契約理由番号）</u>	WTO
1	御堂筋完成90周年記念事業運営連携支援等 業務委託	催事	DNP・JCD共同 企業体	¥519,937,000	7月16日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G5	－

随意契約理由書

1 案件名称

御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託

2 契約相手方

DNP・JCD 共同企業体

3 随意契約理由

本業務の企画・検討にあたっては、御堂筋をとりまく状況や道路空間再編に関する知識などを有し、道路協力団体等との綿密な連絡調整を行うとともに、御堂筋完成90周年の機会に御堂筋をショーケースと捉え、総合的な実行戦略、広報戦略を企画検討することが求められ、御堂筋の総合的なプロモーションを行うことが、業務の成果に直結することから、民間の持つ柔軟な発想・企画をもとに実現性及び実効性のある提案を求めることが重要である。

なお、イベントの実施に際しても、「みちの未来体験 EXPO」のレガシーを踏まえ、今後どのような道路空間の創出が相応しいのか、そのためにどのようなチャレンジを行う必要があるのか、また、どのようにブランディングや協賛獲得の仕組みづくりを行うのかなどを検証し、一時的な賑わい創出のためのイベントではなく、御堂筋の道路空間再編整備及び持続可能な官民連携体制に基づく利活用の意義を踏まえたうえで、イベントの企画提案を行ってもらう必要があり、イベントに関するノウハウはもとより、交通検証に関する知識のほか、プレイスメイキング、ブランディングなどの多岐にわたる高度な知識を有しながら実施することができる業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、DNP・JCD 共同企業体が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、DNP・JCD 共同企業体と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部企画課道路空間再編担当（電話番号：06-6615-6761）